

平成28年第3回 飯塚市議会会議録第6号

平成28年6月29日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第15日 6月29日（水曜日）

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第92号 財産の取得(消防ポンプ自動車)

2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第83号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第89号 契約の締結((仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(4工区)工事)
- (2) 議案第90号 契約の締結(旧平恒小学校大規模改造(その1)工事)
- (3) 議案第91号 契約の締結(旧平恒小学校大規模改造(その2)工事)
- (4) 議案第93号 財産の取得(教育用情報機器一式)

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第84号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第86号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第94号 市道路線の廃止
- (4) 議案第95号 市道路線の認定
- (5) 議案第96号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

第2 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願

第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第97号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

第4 議会選出各種委員等の選出

- 1 飯塚市社会福祉協議会理事

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第8号 飯塚市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例
- 2 議員提出議案第9号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
- 3 議員提出議案第10号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書
- 4 議員提出議案第11号 環太平洋連携協定(TPP)批准案の撤回を求める意見書

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 3号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第 4号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第 5号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第 6号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)
- 5 報告第 7号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)
- 6 報告第 8号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市立病院事業会計)
- 7 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)
- 8 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)
- 9 報告第11号 事故繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)
- 10 報告第12号 事故繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)
- 11 報告第13号 平成27年度飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 12 報告第14号 平成27年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 13 報告第15号 平成27年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正
- 14 報告第16号 平成27年度飯塚市土地開発公社の決算
- 15 報告第17号 平成28年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 16 報告第18号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 17 報告第19号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 18 報告第20号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算
- 19 報告第21号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 20 報告第22号 平成27年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算
- 21 報告第23号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算

第7 署名議員の指名

第8 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより、本会議を開きます。

各常任委員会に付託していました、「議案第82号」から「議案第96号」までの15件を一括議題といたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番(城丸秀高)

総務委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域振興費、コミュニティバス等運行費について、スクールバスの混乗化は地域の方も大変喜ばれていると思うが、いつから実施するのかということについては、現在、陸運支局に申請中であり、現時点で何月何日とは言えないが、7月中に実施できる

よう調整を行っているという答弁であります。

次に、菰田地区活性化事業費の検討調査委託料について、どういったことを検討するのかということについては、本委託については、平成28年1月の経済建設委員会で卸売市場移転の方向性が出されたことから、市場跡地及びJ R飯塚駅周辺を含めた菰田地区一帯の活性化について検討するため、調査を行うものであるという答弁であります。

次に、菰田地区活性化事業の今後のスケジュールはどうなっているのかということについては、今年度中に調査検討を行い、幾つかのパターンでどういった活性化を進めていくのか計画をつくりたいと考えており、実際には、市場の移転や旧炭都ビル前の橋の架け替えなどの事業と調整しながらスケジュールも決められていくものと考えているという答弁であります。

次に、児童措置費の私立保育所等保育措置費について、この事業によって待機児童の解消に貢献できるのかということについては、本事業で開設される認定こども園は平成30年度からの入所となり、その時点で定員が100名増となるので、貢献できるという答弁であります。

この答弁を受けて、待機児童の問題は緊急事態であり、30年といわず、1年くらい早くするという決意で、事態打開を図る必要があるという意見が出されました。

次に、道路橋りょう維持費について、各工事の事業計画書はどのように作成しているのかということについては、市道の1級、2級路線のうち、道路の状況や交通量を勘案して、事業計画を作成している。舗装耐用年数が10年と短いことや、大型車両の通行量によってはさらに短くなるということで、数年規模の計画になっているという答弁であります。

次に、社会教育費の公民館費について、本会議において審査要望のありました、「移転場所は現在地より多少不便になるのではないか。その場所が中心市街地活性化基本計画におけるエリア外となるが、費用と利便性についてどうバランスをとるのか。また、土地を買う必要があるのか。」ということについては、現在地において建て替えた場合と、J T跡地に建設した場合の費用について比較すると、概算見積もりでは、現在地への建て替えは解体工事も加わることから約5億2800万円、J T跡地では用地購入費を含め約4億4400万円と想定しており、J T跡地の場合、現公民館敷等が売却できれば、売却益を公民館建設費用の一部に充てることも可能であると考えている。また、利便性については、必要面積が十分に確保できること、幹線道路からは離れる反面、交通量も比較的少なく公民館の出入り口が計画しやすい利点があること、さらには飯塚第一中学校に隣接した場所であり、学校との連携が図られ地域コミュニティのより一層の活性化に向けたメリットもあることから、バランスということでは現地における利便性がなくなることを補って上回る新たな利便性や費用面での評価が得られるものと考えているという答弁であります。

また、「市役所の駐車場に駐車して、別の施設を利用している車の1日平均台数」及び「駐車場が満車で停められないといった苦情の件数と車の台数」については、駐車台数の把握や長時間駐車の確認を1日2回行っているが、駐車している車の持ち主がどの施設を利用しているかまでの実態は、把握していない。苦情の件数と台数についても詳細な把握は行っていないという答弁であります。

次に、公民館費に関する委員会における質疑応答の主なものとして、「新庁舎建設基本計画」において、新庁舎完成後は、駐車場をローリングしながら整備を行うと聞いていたが、公民館建設計画を庁舎建設計画の中に加えることは実際のところ可能なのかということについては、「新庁舎建設基本計画」においては第3駐車場と第2別館敷は、庁舎の機能として駐車場という位置づけをしており、用途の変更はできないものと考えているという答弁であります。

次に、公民館の建て替えについて、地元との協議はどうなっているのかということについては、ことしになって、飯塚第一中学校裏のJ T跡地も合わせて検討を行っているという説明をしているが、特段反対意見もなく、一定の了解をいただいているものと理解しているという答弁であります。

次に、今後、定住人口も市職員数も減っていく中で、公民館をピロティ形式にするなどして駐車場を確保しつつ、現在の第2別館辺りにコンパクトにまとめるほうが財政的にもよいのではないかということについては、庁舎敷の活用についても検討を行ったが、コスト的にあまり利点がないこと、また、駐車場についても、必要駐車台数を補えないことから断念したという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、菰田地区の活性化については賛成だが、検討調査委託については、委託先の選定理由が不透明であるため、議案全体に同意できないという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市は分離分割発注を原則としていると思うが、消防ポンプ自動車2台を一括発注することに関して検討を行ったのかということについては、納入時期が同時であるので、一括発注としたという答弁であります。

この答弁を受けて、分離分割発注の原則を大切にしない仕事の仕方は、市民の不信を招きかねないので、今後は改めてもらいたいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。ただ今の総務委員長報告のうち、議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算案（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

今回補正予算案には、コミュニティバス路線が廃止された内野地域でスクールバスに地元住民が同乗できる措置をとるなど、有料であることなどの問題点は残していますが、住民の要求に沿った予算計上があります。菰田地区活性化事業費として検討調査委託料400万円については、独立行政法人都市再生機構URに初めから委託先を決めているものです。

菰田地区は、人口減少などにより活力の低下が続き、近年は菰田中学校の廃校などもありましたが、201号バイパスの開通や卸売市場移転と新規建設などを契機に新たな可能性が膨らみ始めたところですが、その実施にあたっては、地元住民を主体に進めるとともに、住民に透明な手法でなければなりません。

今回の検討調査委託先を初めからURにすることについては、総務委員会における答弁から本市には理由がなく、もっぱら福岡県とURの都合によるものです。菰田地域活性化対策について国・県と連携をとることは当然ですが、福岡県の言いなりでは、地元住民を置き去りにしかねません。検討調査委託料については、今回は一旦予算削除し、透明なルールにより検討を行い、改めて予算計上すべきであります。

よって今回、補正予算案は、住民の要求を反映したものがあるとはいえ、この不透明な予算計上があるため認めることができません。以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の立場で討論いたします。

先日の本会議において立岩公民館関連の事業実施理由は、駐車場不足だと説明をいただきました。実態調査を行うこともなく、市民からの苦情の詳細把握もないまま、机上の計算だけで、このように大きな事業に着手しようとした姿勢には、今なお理解することはできません。この駐車場の件については、庁舎や立岩公民館だけではなく、他の公共施設に関しても、今後とも実情に基づく報告を要求してまいりたいと思っております。また、公民館施設の所管である市民文教委員会の報告についての執行部答弁は、市民文教委員会へは非公式に報告をいたしております。この予算議案議決後からは正式な委員会に諮りながら進めてまいりますという趣旨のお答えです。執行部が申される非公式な報告とは一体何なのか。また、公式の場において提示していない案件をあたかも私たちは報告しましたと認識されていること自体、果たして正しいのかどうかについては、今後しかるべき場において、執行部のご見解をお伺いしてまいりたいと考えております。

この議案については、以上のように賛成しがたい理由はございますが、総務委員会の審議における立岩公民館用地購入に係る執行部の理由説明では、飯塚第一中学校と地域とのより一層のコミュニティの活性化、学校入り口道路の拡幅による危険の回避などという根拠が示されました。公民館と学校が隣接するという事は、地域住民の皆さんと生徒や教職員の方々の物理的な距離が近づくだけではなく、心理的にも大きな安心感や信頼感の醸成につながり、教育委員会が目指すべき理想的なコミュニティスクールの確立に大きく寄与することは先行建設していただいた穎田校でも確実に実証されていると思います。

また、第一中学校への送迎時や学校行事の際の混雑回避は、本来ならば菰田中学校、飯塚第三中学校との統合の際に、当然解決しておかなければならなかった行政への大きな課題でもあります。執行部においては、この敷地を購入するにあたっては、地域と学校の連携、生徒の安全対策、この2点を必ず確実に実現させることに加え、飯塚市民祭山笠への配慮など、地域住民へのサービス向上に十分応えられるような、立岩公民館一連の事業として成功させることを大きな責務と再度自覚をして取り組んでいただきますように申し述べまして、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第82号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第87号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」及び「議案第92号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

厚生委員会に付託を受けました、議案3件について審査した結果を報告いたします。

「議案第83号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から今回の補正は、平

成30年度から実施される国民健康保険の広域化に伴うシステム改造に必要な経費を計上するものであるが、国民健康保険の運営は、それぞれの自治体の状況にあわせて行うべきであり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、筑穂地区で実施していた公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者などを対象とした福祉有償運送事業については、平成23年度以降、利用実績がなく、現在は事業者の登録もないことから、運営協議会を廃止することであるが、今後、必要性が生じたときのためにも廃止しないほうがよいのではないのかということについては、現在は、介護タクシーや通院等の介助のためにホームヘルパーが同行するサービスなどが整備されており、運営協議会においても、福祉有償運送事業の必要性はないとの判断をされていることから、同協議会を廃止することとなったものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長の報告のうち、議案第83号について、反対の立場から討論を行います。

議案第83号 国民健康保険特別会計補正予算は、国保の広域化のためのシステム改造委託料162万円です。国保の広域化とは、現在市町村が個別に運営しています、国民健康保険を2018年度から都道府県単位に変えようとするものです。都道府県が国保の財政運営の中心的な役割を担うことで、事務の効率化・標準化を進め、財政基盤の安定化を図るとしています。

しかし、国保における最大の問題は、高すぎる国保税にあります。一般会計から繰り入れなど工夫して国保税の引き上げを抑えている自治体もあります。広域化は、こうした繰り入れをやめさせる狙いがあります。広域化が進めば、被保険者の負担はふえ、結果として滞納世帯や滞納による保険証の取り上げがふえ、制度として成り立たなくなることが懸念されます。広域化では何の解決にもなりません。国保の安定化、持続可能な制度を目指すために必要なことは、広域化ではなく、半減された国庫負担金を元に戻すなど国の財政支援を拡充することです。今回の補正予算は、国民健康保険の広域化に向けてのシステム改造を行うためのものであり、認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第83号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第85号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第88号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番 (守光博正)

市民文教委員会に付託を受けました、議案4件について審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 契約の締結 (仮称) 飯塚市立穂波東小中学校建設 (4工区) 工事」、
「議案第90号 契約の締結 (旧平恒小学校大規模改造 (その1) 工事)」及び「議案第91号 契約の締結 (旧平恒小学校大規模改造 (その2) 工事)」、以上3件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 財産の取得 (教育用情報機器一式)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、一括発注としたのは、各学校での利用以外に、情報機器を導入する学校間で情報ネットワークによる通信などを行うことから、不具合が発生した際の対応を考えたためとのことだが、今後、対象校をふやしていくにあたって、どのように考えていくのかということについては、子どもたちの学習活動におけるICT教育の推進や教職員が、学校が変わった際にも情報機器の環境を整える中での積極的な活用を図るということに加えて、一定の業者に特定することなく配置を進めていくという問題について、今後も幾つかの観点から検討していきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、発注までの選定過程については疑義が生じないような形でしっかりと行ってほしいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長 (鯉川信二)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

ただいまの市民文教委員長報告のうち、議案第89号に賛成、第90号及び91号には反対の立場から討論を行います。

穂波東小中学校建設 (4工区) 工事については、屋内運動場を建設するものであります。合併前に旧穂波町において、穂波西中学校体育館が改修されたあとも東中学校体育館は改修が行われず、子どもたちは大変な危険な状態、不便な状態の中で過ごしてまいりました。今回小中一貫校建設にあたり、それ自身については大きな矛盾・問題点があるものの、子どもたちの教育にかかわることであり、認めるものです。

一方、90号、91号は旧平恒小学校大規模改造にかかわるものであります。同じように小中一貫校建設に伴う大規模改造であります。入札経過を見ますと、90号、旧平恒小学校大規模改造 (その1) については2者入札で、ともに予定価格に対し、100%の入札を行い、くじ引

きで瑞建工務店が落札しております。91号につきましては、同じく平恒小学校大規模改造（その2）工事ですが、その1で、落札できなかった会社、すなわち株式会社西組が1者入札となり、落札率100%で落札したわけであります。この状況を見るにあたり、まともな入札が行われたのかという疑念を、市民の中に起こしかねません。私はこの際、業者選考そのもの、そのあり方そのものについて厳しく問う必要があると考えています。よって、この90号、91号については認めることができません。討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち、議案第93号について反対の立場から討論を行います。

飯塚小学校、飯塚東小学校、幸袋小学校、庄内中学校にタブレットパソコンなどの教育用情報機器を購入するもので、金額は3175万2千円です。子どもたちが正しく情報機器を使える。そのためには、大変必要なものだということは認めます。しかし、地元業者の保護育成という立場から、市内の業者で対応できるものは市内の業者さんに発注し、分離分割して発注するというのが原則であります。ところが、機器の不具合が生じたときに、どの業者に連絡すればいいかわからないからというような言いわけで4校分一括の購入となっています。入札は指名競争入札で、17者のうち12者が辞退をしています。辞退の理由は、入手困難、見積もり不可、対応不可というようなことです。分離分割すれば対応できる業者もあるのではありませんか。

また、今回の落札業者は株式会社麻生情報システム飯塚営業所です。この業者は、平成23年に1323万円、もう一つ1995万円。平成24年には693万円と1905万円、2241万7500円の3つですね。それと、平成25年に1億290万円と1365万円、平成26年には2138万4千円、平成27年には1139万4千円と過去5年間に2億3090万5500円、全てを落札しています。

一括購入の理由は不具合が生じたとき、どの業者に連絡すればいいかわからない。また市内の小中学校のネットワークを整えるときは、同じところからとっていったほうがいいというような理由ですけれども、分離分割発注の推進については国からも通達があつていますし、飯塚市でもその方針のはずです。今回の教育用情報機器購入の一括発注は、以上のような理由で認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第89号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（4工区）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第90号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その1）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第91号 契約の締結（旧平恒小学校大規模改造（その2）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第93号 財産の取得(教育用情報機器一式)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番 (永末雄大)

経済建設委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第84号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第86号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から補正予算書並びに議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新たに附属機関として設置する地方卸売市場等施設整備検討委員会の委員構成はどのようになるのかということについては、地方卸売市場運営審議会委員、大学教授、公認会計士、農林事務所の市場担当課長などの13名を考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、委員の選定については、有識者においては学識者よりも、より実務に精通した専門家等を選定してほしいとの意見が出されました。

次に、施設整備についての基本構想はいつまでに策定するのかということについては、基本構想策定のための支援委託業者を8月に決定したのち、同検討委員会において審議し、来年1月末には策定したいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 市道路線の廃止」及び「議案第95号 市道路線の認定」については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第84号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第86号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第94号 市道路線の廃止」、及び「議案第95号 市道路線の認定」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第96号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

議会運営委員会に付託していました「請願第7号」を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番(田中裕二)

議会運営委員会に付託を受けました「請願第7号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」については、慎重に審査するため継続審査とすることについて採決を行った結果、賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

ただいまの議会運営委員長報告にありました、「請願第7号「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」については、昨年12月定例会における資産公開制度の廃止について、次の3点を求めるものとなっています。

請願書の要旨を読みますと、平成27年12月18日に開催されました飯塚市議会12月定例会の最終本会議において上程された「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、その根幹を成す資産公開制度は廃止され、今年4月1日から特別職3役と議員の資産は公開されなくなりました。この事実は十分な説明を受けていない市民にとって、到底納得できるものではありません。よって、1. 飯塚市議会は、特別職3役の副市長、上下水道事業管理者、教育長に対して、旧条例のとおり資産報告書の提出義務等を課すよう、市長に提言すること。2. 飯塚市議会は、旧条例のとおり議員自らに資産報告書の提出義務等を課し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすること。3. 万が一、飯塚市議会が市民の切望する資産公開制度の復活を拒絶し、この請願を前回同様に不採択とした場合には、条例改正についての「住民説明会」を下記のとおり開催すること。飯塚市議会が主催して開催すること。本請願の不採択から3カ月以内に開催すること。市民への説明責任を果たすべき市議会の責務として「住民説明会」開催の日時及び場所については、市議会において決定し、広く市民に広告されますようお願いいたします。以上であります。

いずれも私は急施事件とみなしてしかるべきものと考えます。日本共産党市議団は、資産報告制度を廃止するなどした昨年12月定例会における条例改正を厳しく批判し、反対しました。この改正が多数で強引に可決された後は、より強力な政治倫理条例を市民と共同してつくり上げる立場を表明しています。今回請願は、より強力な政治倫理条例をつくる共同を進めるプロセスとして一致点があります。この急施事件と判断した理由について――。

○議長(鯉川信二)

7番 川上直喜議員にお願いいたします。討論でございまして、継続審査に対する賛否を明らかにしてください。よろしく申し上げます。

○7番(川上直喜)

急施事件と認めて継続審査ではなく、本定例会中に審議を尽くして採択すべきだという討論です。急施事件と認めるべきであるという点について2点申し上げます。資産報告制度を廃止した政治倫理条例の改正によって、市議会に対する市民の信頼は日々ますます失われつつ、緊急性を考慮すれば、今回請願は急施事件と考えて当然だと思うわけです。とりわけ2点目ですが、請

願の1項目の内容については、市執行部は3月定例会において、私の代表質問に対してもいろいろご意見を踏まえて今後考えていく必要があると答弁し、また市長は6月定例会にも資産報告制度に関する条例を提出するとの意向を示したことがあります。きょうが6月定例会の最終日であります。3月定例会後、どういう検討をしたか、どういう判断でまだ提出していないのか、こういう質問をきちんと行う必要があるわけであります。ですから私は、継続審査には反対し、本定例会中に採択すべきと主張してこの討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第7号 「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

「議案第97号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、「議案第97号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第97号は、平成28年7月17日付をもって任期満了になります、飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市新飯塚4番7号、尾上智子氏を新たに選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第97号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において、指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市社会福祉協議会理事に、16番 吉田健一議員を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市社会福祉協議会理事に、16番 吉田健一議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市社会福祉協議会理事に、16番 吉田健一議員を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第8号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番 (江口 徹)

議員提出議案第8号について、提案理由の説明をいたします。

提案いたしました、飯塚市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例は、私ども市議会議員が市議会本会議や委員会を長期間欠席した場合などにおける当該議員の議員報酬の取り扱いについて定めるものです。

本年1月、北九州市議会議員の長期欠席と報酬に関する記事が報道をにぎわせました。病気療養のためとはいえ、2年4カ月以上長期欠席している議員に、3千万円以上が支払われているというものであります。もとより政治家は議会に出るだけが仕事ではなく、報酬は日々の政治活動を含めた身分に対して支払われるものだという主張があるのは存じていますが、他方、私たちの議員としての職責は、議論して決めることであり、その議論して決める場は、紛れもなくこの本会議、そして各委員会の場です。大切な議案の審議や採決などの場である本会議や委員会などの長期欠席は職責を全うしているとはいええないことは、市民の皆様にも聞くまでもなく明らかであります。幸いにして、私ども飯塚市議会では、北九州のようなケースは起きていませんが、これを他山の石として、議員の長期欠席などの場合において、欠席期間等に応じて議員報酬の不支給もしくは支給停止の処置を行うために本案を提出するものであります。最後に、議員の皆様のご賛同を求め、提案理由の説明といたします。

○議長 (鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

私は、この議案については本来議会運営委員会に付託し、市民の皆さんにも知っていただく中で、公聴会などを開いて、慎重に扱うべきであろうと思うのです。それは前置きとして主張したうえで、この条例について、理由説明がありました。提出の狙いがどこにあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 (鯉川信二)

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど提案理由でも申しましたが、長期間欠席の場合において報酬の不支給並びに支給停止を定めるものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私はこの狙いは、政治倫理性を議員に要求するのが第一だろうと思うのです。先ほど2年余にわたってという北九州の例が挙げられ、3千万円という数字も出されました。これはもちろん税の無駄遣いというふうに指摘をうけるという面はあろうとは思いますが、第一義的には議員に政治倫理性を求めていくというのが本来の目的ではないかと思うのです。そこで2点目は、北九州のことはお聞きいたしました。他の自治体の事例を把握されていると思います。紹介いただけますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

県内各市においても同様な減額規定等については、他市でも定められている例がございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その県内各地というところを紹介してもらっていいですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

減額規定に関しましては、これはホームページ上で調べたものでございますが、久留米市、直方市、田川市、朝倉市、嘉麻市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、そしてうきは市であります。またホームページ上には載っておりませんが、北九州市議会においても改正がなされたと聞いております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは減額規定ということですね。飯塚市議会で過去こういった事例はないというふうに言われましたけれども、旧自治体のときのことわかりますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

私自身は平成12年以降議会に参加させていただいておりますが、平成12年以降に関しましては、私が知っている旧飯塚市に関してはございません。また、あわせまして、北九州の今回のケースは、2年以上にわたってというケースでございます。そういったものに関しては、私は把握をしておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

条例案の3条、4条、特に3条の中で仮に、悪意がある者の場合は、途中で1日出席して、また、欠席するというようなことで、抜け道が残されるのではないかと思いますけど、どのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

確かに、第3条の規定では、任期中の連続する2回の定例会並びにその当該2回の定例会の間に開かれる本会議及び委員会のすべてを欠席とさせていただいております。言われるように、間で1回でも出てこられれば、これはカウントがストップします。ただ、現状におきましては、この期間、これがない場合はそのまま支払われるものであります。いろいろな事情等があると思いますが、まずこの2回の定例会の間を全休する。このことに対しては市民の皆様方からも職責を全うしていないという判断がなされるものと思いますし、私どももそのことは明らかだと思っておりますので、この期間にというふうな形で設定をさせていただきました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

おそらく悪意のあるものに対しては、この条例は無効だと思います。一方で、悪意のないものに対しては、この条例がどういう力が働くかという、公職にあるものの地位と身分、その公職の仕事ができないということになりかねない危険性が実はあると思うんですね。これを防ぐために、条例では3条でこのように書いています。「公務上の災害等を理由とする欠席又は議長の認める理由による欠席を除く。」と書いています。一般に認められる欠席と同時に議長が認める欠席というのがあるんですね。これによって、基本的な形としては公職にあるものの異常な事態でない場合、地位、身分は支えられていくということだろうと思うんです。しかし、くどいけども悪意のあるものに対しては抜け道があって、それを、これは防ぐことができないということになってしまうんですね。

それで、私は、この点をどう考えるのかということが問われると思うのですけれども、飯塚市民の現在の議会と議員に対する信頼、大きく揺らいでいるというふうに考えていますけれども、これを回復するという観点から、政治倫理性を高めていくという点で、この条例は、一定の貢献があると思うんですね。したがって、この抜け道がある、いわばザルですよね、なんだけども、今回の条例案については、政治倫理という点で貢献があると思うので、今後、このザルについては、市民との共同で改善していく立場で、これは認めたいと思います。以上を述べて質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第8号 飯塚市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第9号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第9号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申

し述べさせていただきます。「食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書（案）」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、消費者担当大臣宛てに、提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第9号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第10号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。24番 道祖満議員。

○24番（道祖 満）

議員提出議案第10号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官宛てに、提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第10号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第11号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議員提出議案第11号の提案理由説明を行います。

飯塚市議会はTPP交渉への参加反対ないし現段階では反対との意見書を平成23年3月定例会で採択した経過があります。今回、環太平洋連携協定（TPP）批准案の撤回を求める意見書案は、第1に、政府が批准案の審議に必要な資料をまともに提出せず、国会審議に協力していないこと。第2に、速やかな情報公開、重要5項目を関税撤廃の対象外とすることを求めた国会決議に反していること。第3に、TPPの危険性が農林漁業とともに食の安全や医療、雇用、地域経済、国の主権を脅かすものであることを指摘し、意見書を提出するものであります。

最後に、送付先を申し述べたいと思います。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てにと考えております。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの「議員提出議案第11号 環太平洋連携協定（TPP）批准案の撤回を求める意見書（案）」に賛成の立場から討論を行います。

農産物価格の低落と飼料などの資材価格の上昇で農家は経営難にあえいでいます。農業所得が減少し続け、農林水産省の統計でも2014年には対前年比で個別経営は10.2%、集落営農は21.3%も減っています。その一方で、農産物の輸入は3.8%もふえ、6兆1千億円もの輸入超過です。米価をはじめ農産物生産者価格低落の放置、輸入増の野放しが農家に苦難をもたらしているのは明らかです。こうした中で、国会に提出された環太平洋連携協定（TPP）批准案の関連法案です。

安倍政権はTPP交渉の経過を何一つ明らかにせず、表題以外はすべて黒塗りの資料を提出し、ことごとく答弁を拒否しました。これは交渉段階に際して、守秘義務が課せられたことを理由にしたものですが、まさに前例のない異常な秘密主義であり、国会審議にたえないことは明らかです。また、交渉参加をめぐって2013年に採択された国会決議では、農産物の重要5品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖は関税撤廃を認めず、除外または再協議にするとしていました。安倍政権は重要農産物を関税撤廃から守ったと言いますが、そもそも協定書は関税撤廃が原則とされ、除外の規定はありません。しかも重要5項目の29%の品目で関税撤廃を受け入れ、米では77万トンのミニマムアクセス米に加えて、年7万8千トンもの輸入枠をアメリカ、オーストラリアに保証し、麦では25.3万トンもの輸入枠をアメリカ、オーストラリア、カナダに約束しています。牛肉・豚肉も関税を大幅に引き下げます。国会決議違反のTPP協定の批准は認められません。さらにTPPは第1章で、協定の規定に基づいて自由貿易地域を設定することを宣言し、完全撤廃をはじめ、28項目にわたって農業と食糧はもとより、自動車、医薬品、政府調達、金融、投資、環境、労働など、暮らしと経済のあらゆる分野で貿易拡大に必要な規制緩和、ルー

ルの変更を求めるものとなっています。国民の生活や安全を守るルールと監視体制、中小企業を支援する制度などが大きく壊されることが危惧されます。食の安全を脅かす、安価な薬の供給が減り薬価が高止まりになる、地元中小企業向け官公需発注が困難になる、自主共済も廃止に追い込まれる。さらに外国の投資家が投資した相手側の国の措置によって損害をこうむった場合、救済を求めて救済手続を利用することができる制度である I S D 条項などによって主権が侵害されるなどの重大な問題があります。

今、我が国に必要なことは、自由貿易、投資の自由化の名で T P P が押しつけられる市場原理、規制緩和至上主義ではなく、地球規模での飢えと食糧危機打開に向けた国際的な努力、地球環境を守る取り組みと規制の強化、パナマ文書で明らかにされた富裕層の課税逃れの根絶、世界経済を混乱させる投機マネーへの規制など、各国の経済主権を尊重し、民主的で秩序ある経済の発展を目指す投資と貿易のルールづくりです。以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第 11 号 環太平洋連携協定（T P P）批准案の撤回を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第 3 号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、及び「報告第 4 号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上 2 件についての報告を求めます。潁田支所経済建設課長。

○潁田支所経済建設課長（木附 隆）

報告第 3 号及び報告第 4 号につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定によりご報告いたします。

議案書の 87 ページをお願いいたします。報告第 3 号につきましては、平成 28 年 1 月 21 日、午前 8 時ごろ、鹿毛馬地内の市道御徳・烏尾線において、当事者が烏尾方面から上勢田方面へ走行中、進行方向左寄り部分にできたくぼみに車両左側前後輪のタイヤがはまり、左側前後輪のタイヤを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は 30% であり、当事者車両の損害賠償額は 9241 円となっております。

次に、議案書の 89 ページをお願いいたします。報告第 4 号につきましては、平成 28 年 3 月 22 日、午前 7 時 50 分ごろ、口原地内の市道石丸団地 12 号線を走行中、突然路面が陥没し、車両左側前後輪のタイヤがはまり、左側前輪ホイール、左側前後輪タイヤ、左側ドア及び後方サイドステップを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は 100% であり、当事者車両の損害賠償額は 23 万 3890 円となっております。

道路点検補修につきましては、日頃から道路パトロールを行い、補修箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、さらに気を付けて行なってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件 2 件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第 5 号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和

解)」の報告を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（大庭義則）

「報告第5号 専決処分報告」についてご報告いたします。

議案書の91ページをお願いいたします。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

今回の事故は、平成28年2月15日、午前9時50分ごろ、教育総務課職員が目尾小学校に向かう途中、目尾小学校入り口の交差点を右折する際、公用車を交通標識に接触させ損傷させたものでございます。損害の状況につきましては、相手側が交通標識の損傷、市側は車両右側側面及び右後輪タイヤの損傷となっております。当該事故における市の過失は100%であり、損害賠償額は2万4239円となっております。

今回の事故については、右折時に側方確認を十分行わなかったことが原因であり、安全運転の指導を強く行うとともに、今後このようなことがないように注意喚起を行っております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第6号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)」、「報告第7号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、「報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)」、「報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、「報告第11号 事故繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市一般会計)」、及び「報告第12号 事故繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、以上6件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（倉智 敦）

報告第6号、報告第7号及び報告第9号から報告第12号についてご報告いたします。

議案書の93ページをお願いいたします。報告第6号の継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の94ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、2款 総務費、1項 総務管理費、オフィス環境整備支援業務委託料以下7件について平成28年度に逐次繰越したものでございます。

議案書の95ページをお願いいたします。報告第7号の平成27年度の学校給食事業特別会計におきましても一般会計と同様に地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の96ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。1款 学校給食費、2項 施設整備費、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業について、平成28年度に逐次繰越したものでございます。

次にページが飛びますが、議案書の99ページをお願いいたします。報告第9号の繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の100ページから101ページにかけて記載しております、繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、100ページの2款 総務費、1項 総務管理費、女性活躍推進連携事業から、101ページの13款 災害復旧費、2項 土木施設災害復旧費、道路橋りょう各所災害復旧工事までの21件の事業につきましては、主に、国の補正予算活用に伴う前倒し事業であること、県の補助金交付決定までに期間を要すること、

あるいは、鎮西地区の小中学校統合事業に係る造成工事の着手時期の関係などにより年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定しておりましたが、101ページの翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で17億1299万9400円を平成28年度へ繰越したものでございます。

議案書の102ページをお願いいたします。報告第10号の平成27年度の学校給食事業特別会計におきましても、一般会計と同様に地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の103ページに記載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。1款 学校給食費、2項 施設整備費、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業につきましては、造成工事の着手時期の関係により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で587万4千円を平成28年度へ繰越したものでございます。

議案書の104ページをお願いいたします。報告第11号の事故繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の105ページに記載しております、事故繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、3款 民生費、2項 児童福祉費、幸袋地区児童館建設事業から10款 教育費、3項 中学校費、目尾・幸袋小中学校統合事業費までの3件につきまして、軟弱地盤の影響で資材搬入等に係る工程に遅れが生じたため、翌年度繰越額の欄に掲げておりますように、16億6459万4720円を平成28年度に事故繰越したものでございます。

議案書の106ページをお願いいたします。報告第12号の平成27年度の学校給食事業特別会計におきましても一般会計と同様に地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の107ページに記載しております、事故繰越計算書によりご説明いたします。1款 学校給食費、2項 施設整備費、目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業につきましては、軟弱地盤の影響で資材搬入等に係る工程に遅れが生じたため、翌年度繰越額の欄に掲げております、1億3598万4千円を平成28年度に事故繰越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件6件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第8号 継続費繰越計算書の報告(平成27年度飯塚市立病院事業会計)」の報告を求めます。健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

報告第8号、平成27年度飯塚市立病院事業会計継続費繰越計算書についてご報告をいたします。

議案書の97ページをお願いいたします。本件は、平成27年度の飯塚市立病院事業会計予算に計上しておりました資本的支出予算の一部を28年度に逓次繰越をいたすもので、地方公営企業法第26条の規定に基づき報告をするものでございます。内容につきましては、98ページの病院事業会計継続費繰越計算書によりご説明をいたします。これは、企業債（病院事業債）や出資金（合併特例債）を活用した飯塚市立病院一部建替事業として、前年度から逓次繰越額を含め、建設改良事業費で5億9949万5500円を計上しておりましたが、入札不調により工事着手がおくれ、予定より出来高請求が少なかったことにより、3億1905万180円を28年度に逓次繰越したものでございます。以上で、継続費の繰越計算書についての報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第13号 平成27年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」及び「報告第14号 平成27年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上2件の報告を求めます。上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（山本康平）

「報告第13号 平成27年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」について報告いたします。

議案書の108ページをお願いいたします。本件は、27年度の水道事業会計予算に計上していましたが改良事業費及び第8期拡張事業費の一部を28年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものです。

内容につきましては、109ページの「繰越計算書」により説明いたします。これは、企業債を活用した楽市水管橋架替工事負担金及び馬敷配水池築造実施設計委託料とあわせまして、1億9600万円を計上していましたが、地元調整や用地交渉に時間を要したため、着工がおくれ、年度内に工事等を完了することができなかつたため、1億1287万2千円を28年度に繰越したものでございます。

次に、「報告第14号 平成27年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」について報告いたします。110ページをお願いいたします。本件は、27年度の下水道事業会計予算に計上していましたが建設改良費の一部を28年度に繰越しましたので、同じく報告するものです。

内容につきましては、111ページの「繰越計算書」により説明いたします。これは、国の補助金を活用した「柳橋二瀬汚水幹線管渠布設（3工区）工事」につきまして、工事にかかる国道の道路管理者及び店舗等の出入り口の調整協議に時間を要しましたことから年度内に完了することができなかつたため、4278万円を28年度に繰越したものでございます。

以上で、予算繰越についての報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 平成27年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」、「報告第16号 平成27年度飯塚市土地開発公社の決算」、及び「報告第17号 平成28年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上3件の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

飯塚市土地開発公社の報告につきまして、報告第15号、報告第16号及び報告第17号は関連がございますので、一括して報告をいたします。

まず最初に、議案書の113ページをお願いいたします。平成27年度飯塚市土地開発公社変更事業計画について、ご説明いたします。特別分のパークタウン潤野公園敷ですが、27年度は新規に1筆を用地買収する計画でございましたが、買収依頼はなく、公社が保有しておりましたパークタウン潤野公園敷全てが買い戻されました。このことにより、新規に購入する計画がなくなりましたので、パークタウン潤野公園敷の事業を削除しております。

次に、議案書の114ページ及び115ページをお願いいたします。平成27年度飯塚市土地開発公社補正予算について、115ページにてご説明いたします。収益的収入及び支出の、収益的収入は既決予算額1億6272万4千円であります。これにパークタウン潤野公園敷、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業敷、それぞれ事業費の確定による減額と借地料を増額いたしました、863万2千円を減額補正いたしまして合計1億5409万2千円といたしております。

収益的支出は既決予算額1億5256万7千円で、パークタウン潤野公園敷事業費の確定によ

る減額と備用品費・負担金などを増減額いたしました、780万3千円減額補正いたしまして、合計1億4476万4千円といたしております。

収益的収入と収益的支出の差引額932万8千円は当期純利益予定となります。

次に資本的収入及び支出の資本的収入は既決予算額728万4千円ですが、パークタウン潤野公園敷の新規購入分の減額により、0円といたしております。

次に、資本的支出は既決予算額1億1121万3千円ですが、同じくパークタウン潤野公園敷新規購入の減額と買戻しにより1500万2千円を減額補正いたしまして、合計9621万1千円といたしております。

次に、議案書の116ページをお願いいたします。「報告第16号 平成27年度飯塚市土地開発公社の決算」をご説明いたします。別冊になっております「平成27年度飯塚市土地開発公社の決算書」の1ページをお願いいたします。

平成27年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数合計で3件、面積4万1004平方メートル、7億5191万6千円でしたが、平成27年度の事業実績といたしましては、あっせん事業分の潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業敷を面積3万8294.54平方メートル、4億3795万7558円であっせん買収いたしました。なお、他の事業計画につきましては、平成28年度以降へ繰越を行い、引き続き実施の予定でございます。

3ページをお願いいたします。事業の説明でございます。ただいま、説明いたしました事業の実施状況を事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成27年度の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額1億5409万3814円、支出決算額1億4476万1619円となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額0円、支出決算額9621万2円となっております。

6ページをお願いいたします。平成27年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載いたしておりますとおり、平成27年度の当期純利益は、933万2195円となっております。

7ページをお願いします。平成27年度の貸借対照表でございます。ページの中ほどの右端に二重線のところに記載しておりますが、資産合計は16億1366万3979円、その下の二重線のところに記載しておりますとおり、負債合計は15億9391万417円となっております。また、一番下に記載しておりますとおり、負債と資本の合計は16億1366万3979円となっております。

次の8ページから13ページまでに、平成27年度のキャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の117ページをお願いいたします。「報告第17号 平成28年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。

118ページをお願いいたします。平成28年度の事業計画でございます。特別分3件、面積で5117平方メートル、事業費といたしまして、3億8782万9千円を事業として計画しており、本年度におきましては、水江排水ポンプ場敷の面積2344平方メートルに関し、用地買収予算9231万6千円を計上しております。

次の119ページから120ページまでに、ただいま、ご説明いたしました事業計画に基づき作成いたしました、平成28年度の予算、予算実施計画を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第15号、第16号及び第17号の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第18号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第19号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。文化課長。

○文化課長 (久保山博文)

「報告第18号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第19号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の121ページをお願いいたします。「報告第18号 平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきまして、ご説明いたします。

本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊となっております、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、平成27年度決算書により報告をさせていただきます。

別冊の決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市文化会館指定管理者業務とその他の管理受託事業として、コミュニティセンターほか3施設の管理運営業務を行っております。

飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館及び駐車場の管理・運営業務と芸術文化事業等の実施が主なものとなっております、1ページからその概要を記載しております。

3ページ、自主文化事業につきましては、鑑賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援事業、その他の情報提供事業等の5事業の概要、6ページに平成27年度の自主文化事業実績を記載しております。7ページから9ページに平成27年度の理事会等の開催状況。10ページから11ページにかけて、受託事業に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。

13ページをお願いいたします。平成27年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告でございますが、決算額の当期経常収益、計2億5162万8968円から、14ページ、当期経常費用、計2億5245万9036円を差し引いた、当期一般正味財産増減額はマイナス83万68円となり、これに一般正味財産、期首残高、指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億2428万7422円となっております。

15ページ、16ページに正味財産増減計算書、17ページ、18ページに貸借対照表、19ページに財産目録、23ページには事業団の監査報告書を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

決算につきましては、以上でございます。

続きまして、「報告第19号 平成28年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書の122ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。

議案書123ページに、平成28年度事業計画及び予算、124ページから128ページにかけて、事業区分別、事業計画の概要を記載しております。内容の説明は、省略させていただきます。

129ページをお願いいたします。平成28年度当初予算額は、経常収支、計2億5698万5千円に対し、130ページ、経常費用、計2億6477万5千円でございます。当期一般正味財産増減額は、マイナス779万円は前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、

一般正味財産期末残高は、1732万7490円、これに指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は1億1732万7490円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金及び受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。

131ページから132ページに収支予算書内訳表を記載しております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第18号及び報告第19号の報告を終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第20号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」、「報告第21号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、「報告第22号 平成27年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」、及び「報告第23号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」、以上4件の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（岡藤悟己）

報告第20号及び報告第21号について、ご報告いたします。

本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の133ページをお願いいたします。まず、「報告第20号 平成27年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」について、ご説明いたします。

別冊となっております、一般財団法人サンビレッジ茜の平成27年度事業報告及び決算書の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。

公益事業につきましては、実施事業の概要につきまして、1ページから3ページにかけて記載しておりますとおり、人工スキー場やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体・学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的として実施しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成27年度の公益事業の収支決算につきましては、4ページから7ページに収支決算書を添付しております。5ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7587万235円、支出の決算額は、6ページの下段に記載しておりますとおり、7855万5906円となっております。単年度収支としましては268万5671円の赤字となっております。前期繰越収支差額が873万383円となっておりますので、次期繰越収支差額は604万4712円となっております。

以下、8ページから13ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。14ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のため「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でありまして、事業につきましては、1及び2に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、15ページから16ページに収支決算書を添付しております。15ページの中段やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1696万4597円、支出の決算額は、16ページの中段に記載しておりますとおり1718万9484円となっております。単年度収支としましては22万4887円の赤字となっております。

おります。前期繰越収支差額が49万2264円となっておりますので、次期繰越収支差額は26万7377円となっております。

以下、17ページから20ページにかけては、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の134ページをお願いいたします。「報告第21号 平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書135ページをお願いいたします。平成28年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、135ページから136ページにかけては、事業の基本方針及び内容7項目について記載しております。各種団体や地域との連携を図りながら、リニューアルした施設・設備を有効に活用し、オアシスゾーン利用者の増加に努めるとともに、昨年に引き続き総合的な自然体験型教育施設づくりに取り組むこととしております。

公益事業の予算につきましては、137ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の8037万5千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、138ページから141ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

142ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、1及び2に記載しておりますとおり、公益事業の目的達成のため「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。

予算につきましては、143ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の1809万8千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、144ページから145ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第20号及び報告第21号についての報告を終わります。

続きまして、報告第22号及び報告第23号につきまして報告いたします。本件2件につきましては、平成27年度において、本市が一般財団法人筑豊勤労者福祉協会へ300万円の出資を行ったことにより、本市の出資割合が、同協会の基本財産の2分の1以上となったため、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものでございます。

議案書の146ページをお願いいたします。まず、「報告第22号 平成27年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」について、ご説明いたします。

別冊となっております、一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の平成27年度事業報告及び決算報告の1ページ、平成27年度事業報告をお願いいたします。

実施事業の概要につきましては、1ページから6ページにかけて記載しておりますとおり、客室、会議室、研修室及びテニスコートの貸与やレストラン及び入浴施設を運営することにより、青少年の健全な育成と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成27年度の収支決算につきましては、8ページから10ページに正味財産増減計算書を添付しております。8ページの中段に記載しておりますとおり、収入の決算額は1億5822万1887円、支出の決算額は、9ページの下段に記載しておりますとおり、1億5616万1255円となっております。単年度収支としましては206万632円の黒字となっております。また、正味財産期末残高は、10ページの下段に記載しておりますとおり、314万8231円となっております。その他、7ページ及び11ページから15ページにかけては、貸借対照表、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明については、省略させていただきます。

続きまして、議案書の147ページをお願いいたします。「報告第23号 平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書148ページをお願いいたします。平成28年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画につきましては、148ページから151ページにかけて、事業の基本方針及び重点項目について記載いたしておりまして、観光事業と連携した修学旅行客の誘致活動や地元企業や公共施設等の営業活動の強化を図ることにより、宿泊者や利用者の増加に取り組むこととしております。

事業の予算につきましては、152ページから155ページに記載しております。収入の予算額は、154ページの上段に経常収益計として記載しています1億7020万5千円、支出の予算額は、同ページ下段に経常費用計として記載しています1億6778万8千円を予定しており、差引241万7千円の黒字を見込んでいます。また、正味財産期末残高についても155ページに記載していますとおり、241万7千円を見込んでおります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第22号及び報告第23号についての報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。10番 永末雄大議員、21番 田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成28年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間おつかれさまでした。

午後 0時14分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
次長	許斐博史	議事調査係長	太田智広
議事総務係長	林利恵	書記	岩熊一昌
書記	宮嶋友之	書記	山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	公営競技事業所長	井出洋史
副市長	田中秀哲	市民環境部次長	吉原文明
教育長	片峯誠	都市建設部次長	鬼丸力雄
上下水道事業管理者	梶原善充	会計管理者	安永明人
企画調整部長	森口幹男	財政課長	倉智敦
総務部長	石田慎二	商工観光課長	岡藤悟己
財務部長	高木宏之	健幸・スポーツ課長	實藤和也
経済部長	田中淳	土木建設課長	今井一
市民環境部長	大草雅弘	颯田支所経済建設課長	木附隆
こども・健康部長	森田雪	上下水道局総務課長	山本康平
福祉部長	古川恵二	教育総務課長	大庭義則
都市建設部長	菅成微	文化課長	久保山博文
上下水道局次長	中村武敏		
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番